

社会体育施設（総合体育館・農業者トレーニングセンター・すくらむ21等）

改正後料金				改正前料金			
使用料 (1) 浜中町総合体育館 (単位：円)				使用料 (1) 浜中町総合体育館 (単位：円)			
室名	使用料			室名	使用料		
	午前	午後	夜間		午前	午後	夜間
アリーナ	6,050	8,030	10,010	アリーナ	5,940	7,884	9,828
トレーニング室	880	1,210	1,430	トレーニング室	864	1,188	1,404
会議室 ミーティングルーム	550	770	990	会議室 ミーティングルーム	540	756	972
柔剣道室	1,760	2,200	2,970	柔剣道室	1,728	2,160	2,916
暖房料	(1) アリーナについては、1時間当たり 1,980 円 (2) アリーナ以外の各室については、1時間当たり 165 円			暖房料	(1) アリーナについては、1時間当たり 1,944 円 (2) アリーナ以外の各室については、1時間当たり 162 円		
(2) 浜中町農業者トレーニングセンター (単位：円)				(2) 浜中町農業者トレーニングセンター (単位：円)			
室名	使用料			室名	使用料		
	午前	午後	夜間		午前	午後	夜間
アリーナ	4,950	6,600	8,250	アリーナ	4,860	6,480	8,100
トレーニング室 兼体力テスト室	550	770	880	トレーニング室 兼体力テスト室	540	756	864
研修室	和室	660	880	研修室	和室	648	864
	洋室	330	440		洋室	324	432
調理実習室	1,100	1,430	1,650	調理実習室	1,080	1,404	1,620
暖房料	(1) アリーナについては、1時間当たり 1,980 円 (2) アリーナ以外の各室については、暖房器具 1 台 1 時間当たり 44 円			暖房料	(1) アリーナについては、1時間当たり 1,944 円 (2) アリーナ以外の各室については、暖房器具 1 台 1 時間当たり 43.2 円		

改正後料金

(3) 浜中町すくらむ21

(単位：円)

室名	使用料		
	午前	午後	夜間
全館	6,050	8,030	10,010
暖房料	1時間当たり 1,980円		

(4) 浜中町民パークゴルフ場

(単位：円)

単位	使用券の種類		金額
1人1日につき	1日券	町民	110
		町民以外	330
1人1シーズンにつき			5,500

- 1 中学生以下は、無料とする。ただし、未就学児については、保護者同伴の場合に限り使用できるものとする。
- 2 シーズン券は、町内に在住する者に限り購入できるものとする。
- 3 シーズン券の有効期間は、教育委員会規則で定める使用期間とする。

(5) 次の施設の使用料については、徴収しない。

- イ 霧多布スポーツ広場
- ロ 浜中町民温水プール
- ハ 浜中町民スケートリンク
- ニ 浜中町茶内スケートリンク
- ホ 浜中町総合グラウンド
- ヘ 浜中町農村運動広場

備考

- 1 午前とは、午前9時から正午まで、午後とは、正午から午後5時まで、夜間とは、午後5時から午後10時までをいう。
- 2 使用時間が各時間区分に満たない場合であっても、当該使用したものとみなす。
- 3 上記(1)(2)(3)の施設については、入場料を徴収し使用する場合及び物品販売等、特別な用途による使用に供する場合は、本表該当区分の3倍の額の使用料金とする。
- 4 このほか特別使用する場合は、その都度協議決定する。

改正前料金

(3) 浜中町すくらむ21

(単位：円)

室名	使用料		
	午前	午後	夜間
全館	5,940	7,884	9,828
暖房料	1時間当たり 1,944円		

(4) 浜中町民パークゴルフ場

(単位：円)

単位	使用券の種類		金額
1人1日につき	1日券	町民	100
		町民以外	320
1人1シーズンにつき			5,400

- 1 中学生以下は、無料とする。ただし、未就学児については、保護者同伴の場合に限り使用できるものとする。
- 2 シーズン券は、町内に在住する者に限り購入できるものとする。
- 3 シーズン券の有効期間は、教育委員会規則で定める使用期間とする。

(5) 次の施設の使用料については、徴収しない。

- イ 霧多布スポーツ広場
- ロ 浜中町民温水プール
- ハ 浜中町民スケートリンク
- ニ 浜中町茶内スケートリンク
- ホ 浜中町総合グラウンド
- ヘ 浜中町農村運動広場

備考

- 1 午前とは、午前9時から正午まで、午後とは、正午から午後5時まで、夜間とは、午後5時から午後10時までをいう。
- 2 使用時間が各時間区分に満たない場合であっても、当該使用したものとみなす。
- 3 上記(1)(2)(3)の施設については、入場料を徴収し使用する場合及び物品販売等、特別な用途による使用に供する場合は、本表該当区分の3倍の額の使用料金とする。
- 4 このほか特別使用する場合は、その都度協議決定する。